

令和7年度「一般建築物石綿含有建材調査者講習」のご案内

(一社)青森県労働基準協会

法令の改正により、建築物・工作物等の解体工事や改修工事（リフォームや各種修繕、定期改修を含みます。）を行う場合には、すべての工事について、**石綿の有無を確認するための事前調査**を実施して、その記録を保存することが義務となっています。（令和3年4月～）

また、一定規模以上の工事については、**労働基準監督署等への事前調査の結果の届出**が義務となっています。（令和4年4月～）この届出には、工事の概要、**事前調査した者の氏名**、石綿作業主任者の氏名などの**記載**が必要となっています。

令和5年10月1日から、一定の資格（一般建築物石綿含有建材調査者など）を持った者が事前調査を行うことが必要となっています。

当協会では、青森労働局の登録を受け、青森県内の各労働基準協会と協力して、県内各地で、令和7年度も、下記のとおり「一般建築物石綿含有建材調査者講習」を開催しますので、受講くださいますようお願い申し上げます。

※ 講習日程等

令和7年度	開催日	実施場所	協力労働基準協会 (電話予約・申込先)
第1回	7月22日(火) ~ 7月23日(水)	弘前市神田4丁目6-3 弘前電気工事業協同組合 (予定)	弘前地区労働基準協会 0172-26-0663
			西北労働基準協会 0173-35-6336
			黒石地区労働基準協会 0172-53-5787
第2回	11月27日(木) ~ 11月28日(金)	八戸市柏崎1-6-6 八戸プラザホテル (予定)	八戸地方労働基準協会 0178-22-7948
			上北労働基準協会 0176-22-2234
			下北地区労働基準協会 0175-22-1389
第3回	2月26日(木) ~ 2月27日(金)	青森市大字野木字野尻37-498 青森総合流通団地共同会館 (予定)	青森地区労働基準協会 017-723-1755

※ 各講習の**協力労働基準協会**に、電話予約して、受講申込書を提出してください。

電話予約受付・受講申込書受付 : 講習日の2カ月前から

※ 詳しい内容は、当協会のホームページに掲載する「受講のご案内」などをご覧ください。